

平成 29 年度入札参加資格審査申請を受け付けます

問 契約検査課（☎65-6507）

市が発注する建設工事や委託業務（コンサルタント等）、物品調達について、平成29年度の入札参加資格審査申請を受け付けます。※受付期間終了後の受付は一切できませんのでご注意ください。

【物品調達】

対象者	登録を希望するすべての事業者 ※今回の登録申請は、定期更新年の扱いとなりますので、登録を希望するすべての事業者が対象になります。（平成28年度の登録は引き継がれません）	
受付日	高月支所 1 階（1-A会議室）	1 月13日（金）
	本庁西館 5 階（5-B会議室）	1 月17日（火）、18日（水）、19日（木）、20日（金）

【建設工事・委託業務（コンサルタント等）】

対象者	①新規に登録を希望するすべての事業者 ②市内業者（市内本店および市内営業所）は毎年度更新となります。 ③市外業者で平成28年度に登録した現有資格者のうち、希望業種等の変更希望者 ※③について、希望業種等の変更がない場合は中間年につき申請の必要はありません。	
受付日	高月支所 1 階（1-A会議室）	1 月26日（木）、27日（金）
	本庁西館 5 階（5-B会議室）	1 月31日（火）、2 月1 日（水）、2 日（木）、3 日（金）、6 日（月）

【その他】

・建設工事と委託業務を重複して登録することはできませんが、それぞれと物品調達は重複して登録できます。

【配布場所】 契約検査課〈西館5階〉、北部振興局地域振興課・各支所

・詳しくは市ホームページをご覧ください。

・申請用紙等は12月中旬頃から配布する予定です。ホームページからダウンロードすることもできます。

税金の納め忘れはありませんか

問 滞納整理課（☎65-6517）

12月は「ストップ滞納!! 強化月間」です

皆さんに納めていただく県税や市税は、福祉・教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

12月を「ストップ滞納!!強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。未納のまま放置されますと、預貯金・給与等の差押えや自宅の搜索等滞納処分を受けることがあります。もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

また、県と県内市町では、公平な税負担と税収の確保を図るため、「**滋賀地方税滞納整理機構**」を設置し、連携・協働して県税と市税の滞納整理を推進しています。

【問合せ】

県税に関して——東北部県税事務所納税課（☎65-6606）

市税に関して——滞納整理課（☎65-6517）



家屋の取り壊しや用途変更した場合は お知らせください

問 税務課（☎65-6523）

毎年1月1日現在でお持ちの土地・家屋には、固定資産税や都市計画税（市街化区域内のみ）が課税されます。平成28年中に次の①～④のいずれかを行った人は、平成29年度の税額が変わることがありますので、12月28日（水）までに担当課までご連絡ください。※平成28年中に不動産登記をした場合は連絡不要です。

- ①家屋を取り壊した
- ②住宅から非住宅（事務所・店舗・倉庫など）へ、または非住宅から住宅へ家屋の用途変更をした
- ③売買や相続などにより、未登記家屋の所有者を変更した
- ④家屋を新増築した（プレハブ物置などを含む）

なお、平成28年中に取り壊した家屋の連絡が平成29年1月以降になった場合は、解体業者の「取り壊し証明書（取り壊し日を証明するもの）」が別途必要になります。

コミュニティ活動の推進に一役！

問 市民活躍課（☎65-8722）

宝くじの助成を受けて、新庄馬場町自治会が、公園遊具を整備されました。この助成は、（一財）自治総合センターが、宝くじの収益を地域に還元するために実施しているもので、今後、さらに地域コミュニティ活動が推進されることが期待されます。



▲公園遊具

子育て・新婚世帯の新築住宅助成金の申請は お済みですか

問 建築住宅課（☎65-6523）

子育て・新婚世帯の新築住宅に対する固定資産税について、納税額相当分の助成が受けられます。助成対象にあてはまる人は忘れずに申請してください。なお、年度が変わると助成が受けられなくなります。

【助成期間】 新築された住宅に対する固定資産税の減額措置の適用を受けた翌年度から3年間（ただし、申請は毎年度、過年度分の申請はできません）

【集中受付期限】 平成29年1月31日（火）まで

【対象世帯】 申請時に次のいずれかに該当し、世帯全員の合計所得が1,200万円以下

- ①満18歳未満の子どもを扶養し、同居する世帯
- ②結婚後1年以内で、夫婦ともに満45歳未満の世帯

【申請方法】 市ホームページ「長浜市居住促進事業」をご覧ください。

※平成27年1月2日～平成28年1月1日新築分は平成29年度から、平成28年1月2日～平成29年1月1日新築分は平成30年度から申請することができます。

【対象住宅】

平成26年1月2日から平成27年1月1日までに新築され、固定資産税の減額措置の適用を受けた住宅

【対象者】

申請時に対象世帯に属し、かつ対象住宅を所有し、居住している人で、まだ今年度の助成金の申請を行っていない人

